

福島県業務継続計画（本庁版）新旧対照表

箇所	新（改正後）	旧（現 行）																								
第2章 1 （7～8 頁）	（2）被害想定 （略） 表2 東日本大震災の規模、被害の概要 <table border="1" data-bbox="280 319 1176 981"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）</td> <td>死者：<u>4, 170</u>名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名</td> </tr> <tr> <td>建物被害 （警戒区域指定自治体においては一部未集計）</td> <td>住家全壊：<u>15, 479</u>棟 住家半壊：<u>83, 596</u>棟 住家一部損壊：<u>141, 059</u>棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（令和5年12月18日現在 災害対策本部取りまとめ）</p>	（略）	（略）	人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）	死者： <u>4, 170</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名	建物被害 （警戒区域指定自治体においては一部未集計）	住家全壊： <u>15, 479</u> 棟 住家半壊： <u>83, 596</u> 棟 住家一部損壊： <u>141, 059</u> 棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（2）被害想定 （略） 表2 東日本大震災の規模、被害の概要 <table border="1" data-bbox="1229 319 2080 981"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）</td> <td>死者：<u>4, 166</u>名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名</td> </tr> <tr> <td>建物被害 （警戒区域指定自治体においては一部未集計）</td> <td>住家全壊：<u>15, 469</u>棟 住家半壊：<u>83, 323</u>棟 住家一部損壊：141, 057棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（令和5年3月8日現在 災害対策本部取りまとめ）</p>	（略）	（略）	人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）	死者： <u>4, 166</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名	建物被害 （警戒区域指定自治体においては一部未集計）	住家全壊： <u>15, 469</u> 棟 住家半壊： <u>83, 323</u> 棟 住家一部損壊：141, 057棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）																									
人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）	死者： <u>4, 170</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名																									
建物被害 （警戒区域指定自治体においては一部未集計）	住家全壊： <u>15, 479</u> 棟 住家半壊： <u>83, 596</u> 棟 住家一部損壊： <u>141, 059</u> 棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
人的被害 （死者は震災関連死及び死亡届等が出された行方不明者を含む）	死者： <u>4, 166</u> 名 行方不明者：0名 重傷者：20名 軽傷者：163名																									
建物被害 （警戒区域指定自治体においては一部未集計）	住家全壊： <u>15, 469</u> 棟 住家半壊： <u>83, 323</u> 棟 住家一部損壊：141, 057棟 住家床上浸水：1, 061棟 住家床下浸水：351棟 公共建物被害：1, 010棟 その他建物被害：36, 882棟																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									
（略）	（略）																									

箇所	新（改正後）	旧（現行）																																																												
第3章 2 （15頁）	表6 非常時優先業務数 （1）勤務時間内の被災の場合 <table border="1" data-bbox="309 204 1021 475"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>非常時優先業務数 (A=B+C)</th> <th>応急・復旧業務数 (A=B+C)</th> <th>優先すべき通常業務数 (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務</td> <td>352</td> <td>342</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>発災後12時間以内に着手すべき業務</td> <td>87</td> <td>75</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>発災後1日以内に着手すべき業務</td> <td>119</td> <td>112</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>発災後3日以内に着手すべき業務</td> <td>47</td> <td>40</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>発災後1週間以内に着手すべき業務</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	非常時優先業務数 (A=B+C)	応急・復旧業務数 (A=B+C)	優先すべき通常業務数 (C)	A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務	352	342	10	B	発災後12時間以内に着手すべき業務	87	75	12	C	発災後1日以内に着手すべき業務	119	112	7	D	発災後3日以内に着手すべき業務	47	40	7	E	発災後1週間以内に着手すべき業務	29	25	4	表6 非常時優先業務数 （1）勤務時間内の被災の場合 <table border="1" data-bbox="1220 204 1933 475"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価基準</th> <th>非常時優先業務数 (A=B+C)</th> <th>応急・復旧業務数 (A=B+C)</th> <th>優先すべき通常業務数 (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務</td> <td>350</td> <td>340</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>発災後12時間以内に着手すべき業務</td> <td>87</td> <td>75</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>発災後1日以内に着手すべき業務</td> <td>117</td> <td>110</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>発災後3日以内に着手すべき業務</td> <td>48</td> <td>41</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>発災後1週間以内に着手すべき業務</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価基準	非常時優先業務数 (A=B+C)	応急・復旧業務数 (A=B+C)	優先すべき通常業務数 (C)	A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務	350	340	10	B	発災後12時間以内に着手すべき業務	87	75	12	C	発災後1日以内に着手すべき業務	117	110	7	D	発災後3日以内に着手すべき業務	48	41	7	E	発災後1週間以内に着手すべき業務	29	25	4
評価	評価基準	非常時優先業務数 (A=B+C)	応急・復旧業務数 (A=B+C)	優先すべき通常業務数 (C)																																																										
A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務	352	342	10																																																										
B	発災後12時間以内に着手すべき業務	87	75	12																																																										
C	発災後1日以内に着手すべき業務	119	112	7																																																										
D	発災後3日以内に着手すべき業務	47	40	7																																																										
E	発災後1週間以内に着手すべき業務	29	25	4																																																										
評価	評価基準	非常時優先業務数 (A=B+C)	応急・復旧業務数 (A=B+C)	優先すべき通常業務数 (C)																																																										
A	発災後直ちに（概ね3時間以内）に着手すべき業務	350	340	10																																																										
B	発災後12時間以内に着手すべき業務	87	75	12																																																										
C	発災後1日以内に着手すべき業務	117	110	7																																																										
D	発災後3日以内に着手すべき業務	48	41	7																																																										
E	発災後1週間以内に着手すべき業務	29	25	4																																																										

箇所	新（改正後）	旧（現行）																																																																												
第4章 2 （19頁）	<p data-bbox="293 204 618 229">(1) 勤務時間内の被災の場合</p> <p data-bbox="282 244 1151 352"><u>本庁舎の耐震化工事及び西庁舎の免震化工事が完了しており、北庁舎は免震構造で建築しているため大地震時に倒壊など大きな被害を受ける可能性は極めて低くなっています。</u></p> <p data-bbox="282 365 1151 432">なお、執務室内の什器の転倒やガラスの飛散<u>など限定的な被害</u>が発生する恐れはありますが、大部分の職員は<u>業務の継続</u>が可能であると想定されます。</p> <p data-bbox="304 485 869 510">表7 参集予測の対象職員（<u>令和5年5月1日現在</u>）</p> <table border="1" data-bbox="380 518 1126 1305"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td><u>363</u></td></tr> <tr><td>危機管理部</td><td>84</td></tr> <tr><td>企画調整部</td><td><u>272</u></td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td><u>155</u></td></tr> <tr><td>保健福祉部</td><td><u>305</u></td></tr> <tr><td>商工労働部</td><td><u>202</u></td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td><u>370</u></td></tr> <tr><td>土木部</td><td><u>300</u></td></tr> <tr><td>出納局</td><td><u>55</u></td></tr> <tr><td>企業局</td><td><u>17</u></td></tr> <tr><td>病院局</td><td><u>22</u></td></tr> <tr><td>議会事務局</td><td><u>36</u></td></tr> <tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td>5</td></tr> <tr><td>監査委員事務局</td><td><u>25</u></td></tr> <tr><td>人事委員会事務局</td><td><u>15</u></td></tr> <tr><td>労働委員会事務局</td><td><u>12</u></td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>250</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>2,488</u></td></tr> </tbody> </table>	部局名	職員数	総務部	<u>363</u>	危機管理部	84	企画調整部	<u>272</u>	生活環境部	<u>155</u>	保健福祉部	<u>305</u>	商工労働部	<u>202</u>	農林水産部	<u>370</u>	土木部	<u>300</u>	出納局	<u>55</u>	企業局	<u>17</u>	病院局	<u>22</u>	議会事務局	<u>36</u>	選挙管理委員会事務局	5	監査委員事務局	<u>25</u>	人事委員会事務局	<u>15</u>	労働委員会事務局	<u>12</u>	教育庁	250	計	<u>2,488</u>	<p data-bbox="1189 204 1514 229">(1) 勤務時間内の被災の場合</p> <p data-bbox="1178 244 2067 352"><u>免震構造である北庁舎が完成し、また、本庁舎では耐震改修工事が完了しました。西庁舎については耐震改修工事を実施しているところであり、庁舎倒壊による大きな被害の可能性は大きく低減します。</u></p> <p data-bbox="1178 365 2067 474">なお、執務室内の什器の転倒やガラスの飛散等が発生する恐れはありますが、大部分の職員は<u>被災後も業務への従事</u>が可能であると想定されます。</p> <p data-bbox="1200 525 1792 550">表7 参集予測の対象職員（<u>平成28年11月1日現在</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1276 558 2022 1343"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総務部</td><td><u>331</u></td></tr> <tr><td>危機管理部</td><td>84</td></tr> <tr><td>企画調整部</td><td><u>266</u></td></tr> <tr><td>生活環境部</td><td><u>173</u></td></tr> <tr><td>保健福祉部</td><td><u>283</u></td></tr> <tr><td>商工労働部</td><td><u>153</u></td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td><u>373</u></td></tr> <tr><td>土木部</td><td><u>305</u></td></tr> <tr><td>出納局</td><td><u>59</u></td></tr> <tr><td>企業局</td><td><u>22</u></td></tr> <tr><td>病院局</td><td><u>20</u></td></tr> <tr><td>議会事務局</td><td><u>37</u></td></tr> <tr><td>選挙管理委員会事務局</td><td>5</td></tr> <tr><td>監査委員事務局</td><td><u>26</u></td></tr> <tr><td>人事委員会事務局</td><td><u>12</u></td></tr> <tr><td>労働委員会事務局</td><td><u>10</u></td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>250</td></tr> <tr><td>計</td><td><u>2,409</u></td></tr> </tbody> </table>	部局名	職員数	総務部	<u>331</u>	危機管理部	84	企画調整部	<u>266</u>	生活環境部	<u>173</u>	保健福祉部	<u>283</u>	商工労働部	<u>153</u>	農林水産部	<u>373</u>	土木部	<u>305</u>	出納局	<u>59</u>	企業局	<u>22</u>	病院局	<u>20</u>	議会事務局	<u>37</u>	選挙管理委員会事務局	5	監査委員事務局	<u>26</u>	人事委員会事務局	<u>12</u>	労働委員会事務局	<u>10</u>	教育庁	250	計	<u>2,409</u>
部局名	職員数																																																																													
総務部	<u>363</u>																																																																													
危機管理部	84																																																																													
企画調整部	<u>272</u>																																																																													
生活環境部	<u>155</u>																																																																													
保健福祉部	<u>305</u>																																																																													
商工労働部	<u>202</u>																																																																													
農林水産部	<u>370</u>																																																																													
土木部	<u>300</u>																																																																													
出納局	<u>55</u>																																																																													
企業局	<u>17</u>																																																																													
病院局	<u>22</u>																																																																													
議会事務局	<u>36</u>																																																																													
選挙管理委員会事務局	5																																																																													
監査委員事務局	<u>25</u>																																																																													
人事委員会事務局	<u>15</u>																																																																													
労働委員会事務局	<u>12</u>																																																																													
教育庁	250																																																																													
計	<u>2,488</u>																																																																													
部局名	職員数																																																																													
総務部	<u>331</u>																																																																													
危機管理部	84																																																																													
企画調整部	<u>266</u>																																																																													
生活環境部	<u>173</u>																																																																													
保健福祉部	<u>283</u>																																																																													
商工労働部	<u>153</u>																																																																													
農林水産部	<u>373</u>																																																																													
土木部	<u>305</u>																																																																													
出納局	<u>59</u>																																																																													
企業局	<u>22</u>																																																																													
病院局	<u>20</u>																																																																													
議会事務局	<u>37</u>																																																																													
選挙管理委員会事務局	5																																																																													
監査委員事務局	<u>26</u>																																																																													
人事委員会事務局	<u>12</u>																																																																													
労働委員会事務局	<u>10</u>																																																																													
教育庁	250																																																																													
計	<u>2,409</u>																																																																													

箇所	新（改正後）	旧（現 行）
第4章 2 （20項）	<p>（2）勤務時間外に被災した場合 （略）</p> <p>②予測結果</p> <p>参集予測の結果は別表2のとおりで、図4のように発災1時間以内に<u>744</u>人（<u>30</u>%）、3時間以内に<u>1,204</u>人（48%）24時間以内には<u>1,322</u>人（<u>53</u>%）、3日以内に<u>1,383</u>人（<u>56</u>%）、そして1週間以内には<u>1,742</u>人（70%）の参集が可能と予測されます。</p> <p>発災直後から、災害対策本部事務局の最大要員<u>213</u>名程度を大きく上回る職員の参集が可能であり、非常時優先業務の遂行に必要な職員数を確保できる見込みです。</p>	<p>（2）勤務時間外に被災した場合 （略）</p> <p>②予測結果</p> <p>参集予測の結果は別表2のとおりで、図4のように発災1時間以内に<u>673</u>人（<u>28</u>%）、3時間以内に<u>1168</u>人（48%）24時間以内には<u>1307</u>人（<u>54</u>%）、3日以内に<u>1372</u>人（<u>57</u>%）、そして1週間以内には<u>1686</u>人（70%）の参集が可能と予測されます。</p> <p>発災直後から、災害対策本部事務局の最大要員<u>180</u>名程度を大きく上回る職員の参集が可能であり、非常時優先業務の遂行に必要な職員数を確保できる見込みです。</p>

箇所	新 (改正後)	旧 (現 行)																												
第4章 2 (21頁)	<p>図4 職員参集率の想定 (勤務時間外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災後の時間</th> <th>1時間以内</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1ヶ月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員参集率 (想定)</td> <td>30%</td> <td>48%</td> <td>53%</td> <td>56%</td> <td>70%</td> <td>98%</td> </tr> </tbody> </table>	発災後の時間	1時間以内	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	職員参集率 (想定)	30%	48%	53%	56%	70%	98%	<p>図4 職員参集率の想定 (勤務時間外)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発災後の時間</th> <th>1時間以内</th> <th>3時間以内</th> <th>24時間以内</th> <th>3日以内</th> <th>1週間以内</th> <th>1ヶ月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員参集率 (想定)</td> <td>28%</td> <td>48%</td> <td>54%</td> <td>57%</td> <td>70%</td> <td>98%</td> </tr> </tbody> </table>	発災後の時間	1時間以内	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内	職員参集率 (想定)	28%	48%	54%	57%	70%	98%
発災後の時間	1時間以内	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内																								
職員参集率 (想定)	30%	48%	53%	56%	70%	98%																								
発災後の時間	1時間以内	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	1ヶ月以内																								
職員参集率 (想定)	28%	48%	54%	57%	70%	98%																								

箇所	新（改正後）	旧（現行）
第5章 1 （26頁）	1 庁舎等の耐震化と代替施設の確保 ○ 現状・課題 <u>県庁舎は、表8のとおり令和2年度までに全棟の耐震性能を確保しています。</u> <u>特に、平成28年度に完成した北庁舎は、東日本大震災で甚大な被害を受けた東分庁舎の代替庁舎として建設したものであり、免震構造を採用しているほか、</u> 危機管理や災害対策、原子力安全対策等を担う関係部署の執務室を一体的に配置し、危機管理の中核的な施設である危機管理センター <u>の機能を有しています。</u> <u>本庁舎及び自治会館は耐震構造となっており、大規模な地震被害は回避できるように整備しています。</u>	2 執務環境の確保 ○ 現状・課題 <u>東日本大震災で甚大な被害を受け、その後解体された東分庁舎の代替庁舎として平成28年度に北庁舎が完成し、供用を開始しました。この北庁舎は、免震構造による高い耐震性能を有しており、その庁舎内（2・3階）には、災害対策本部及びその事務局、さらには危機管理や災害対策、原子力安全対策等を担う関係部署の執務室を一体的に配置し、危機管理の中核的な施設である危機管理センターを整備しました。</u> <u>なお、県庁舎の耐震性能は、表8のとおりであり、全ての庁舎において、耐震性能が確保されておりますが、免震構造となっていない本庁舎及び自治会館は、震度6強の地震により、什器類の転倒など、一時的に業務に支障が生じる状況も想定されます。</u>
第5章 2 （27～28頁）	2 執務環境の確保 (1) 執務室 ○ 対策 執務室へのスムーズな入室を可能とし、あるいは執務室の閉塞を防止するため、ロッカーやキャビネット類は執務室出入口付近に極力置かない工夫や耐震固定金具等による転倒防止策を講じたり、パソコンやテレビ類なども固定化のための措置を図ります。 <u>（削除）</u> なお、 <u>北庁舎</u> 危機管理センターについては免震構造とし、天井等の建築非構造部材の耐震安全性も確保しています。	2 執務環境の確保 (1) 執務室 ○ 対策 執務室へのスムーズな入室を可能とし、あるいは執務室の閉塞を防止するため、ロッカーやキャビネット類は執務室出入口付近に極力置かない工夫や耐震固定金具等による転倒防止策を講じたり、パソコンやテレビ類なども固定化のための措置を図ります。 <u>また、窓ガラス等については飛散防止フィルム等を貼るなどの対策も検討します。</u> なお、 <u>（新設）</u> 危機管理センターについては免震構造とし、天井等の建築非構造部材の耐震安全性も確保しています。

箇所	新（改正後）	旧（現行）																												
第5章 2 (28頁)	<p>(2) 電力</p> <p>○ 現状・課題 (略)</p> <p>なお、北庁舎危機管理センターでは、(中略) 電源車及び太陽光発電設備からの電力供給も可能となっております。</p> <p>表10 【参考】県庁舎における電力需要（令和4年度データ）</p> <table border="1" data-bbox="311 507 1167 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">電力</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎・西庁舎</td> <td><u>477</u>kW</td> <td><u>1,395</u>kW</td> <td>平均：<u>4,178,145</u>kWh÷(365日×24時間) 最大：令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>自治会館</td> <td><u>62</u>kW</td> <td><u>298</u>kW</td> <td>平均：<u>540,495</u>kWh÷(365日×24時間) 最大：令和4年8月</td> </tr> </tbody> </table>		電力		備 考	平均	最大	本庁舎・西庁舎	<u>477</u> kW	<u>1,395</u> kW	平均： <u>4,178,145</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 令和4 年9月	自治会館	<u>62</u> kW	<u>298</u> kW	平均： <u>540,495</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 令和4 年8月	<p>(2) 電力</p> <p>○ 現状・課題 (略)</p> <p>なお、(新設)危機管理センターでは、(中略) 電源車及び太陽光発電設備からの電力供給も可能となっております。</p> <p>表10 【参考】県庁舎における電力需要（平成27年度データ）</p> <table border="1" data-bbox="1211 507 2098 791"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">電力</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>最大</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎・西庁舎</td> <td><u>657</u>kW</td> <td><u>1,657</u>kW</td> <td>平均：<u>5,758,258</u>kWh÷(365日×24時間) 最大：平成27年8月</td> </tr> <tr> <td>自治会館</td> <td><u>87</u>kW</td> <td><u>317</u>kW</td> <td>平均：<u>766,035</u>kWh÷(365日×24時間) 最大：平成27年8月</td> </tr> </tbody> </table>		電力		備 考	平均	最大	本庁舎・西庁舎	<u>657</u> kW	<u>1,657</u> kW	平均： <u>5,758,258</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 平成27 年8月	自治会館	<u>87</u> kW	<u>317</u> kW	平均： <u>766,035</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 平成27 年8月
	電力		備 考																											
	平均	最大																												
本庁舎・西庁舎	<u>477</u> kW	<u>1,395</u> kW	平均： <u>4,178,145</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 令和4 年9月																											
自治会館	<u>62</u> kW	<u>298</u> kW	平均： <u>540,495</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 令和4 年8月																											
	電力		備 考																											
	平均	最大																												
本庁舎・西庁舎	<u>657</u> kW	<u>1,657</u> kW	平均： <u>5,758,258</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 平成27 年8月																											
自治会館	<u>87</u> kW	<u>317</u> kW	平均： <u>766,035</u> kWh÷(365日×24時間) 最大： 平成27 年8月																											
第5章 2 (29頁)	<p>○ 対策</p> <p>各庁舎における非常時優先業務の執行に必要な電力供給設備は整備済みとなっていますが、今後、業務の見直しによりコンセント等の増設が必要となった場合は、非常用発電機の能力増強や電力を供給するコンセント等の整備を検討します。</p> <p>また、上記の取組みに合わせて、非常用発電機の供給範囲を各部局に周知し、発災時に限られた電力で効率的な業務を執行するための、照明、パソコン、コピー機等の使用方法を検討できるよう情報提供を行います。</p>	<p>○ 対策</p> <p>各庁舎における非常時優先業務の執行に必要な電力容量を整理し、非常用発電機の容量増や当該発電機から電力が供給されるコンセントの増設等の対策について検討します。</p> <p>また、上記の取組みに合わせて、非常用発電機の供給範囲を各部局に周知し、発災時に限られた電力で効率的な業務を執行するための、照明、パソコン、コピー機等の使用方法を検討_____します。</p>																												

箇所	新（改正後）	旧（現行）																				
第5章 2 （29～ 30頁）	<p>(3)上下水道</p> <p>○ 現状・課題 （略） ただし、その容量は、表12～14のとおり本庁舎及び西庁舎の飲料水及び雑用水でほぼ1日分、自治会館の飲料水及び雑用水でも約1.7日分しかなく、電力の供給がなければ、高置水槽のみの供給水となるため、使用可能日数はさらに短くなります。</p> <p>表14 同上 （自治会館の飲料水・雑用水）</p> <table border="1" data-bbox="347 496 1144 660"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">受水槽・高置水槽 容量合計（m³）</th> <th colspan="2">使用量に基づく試算</th> </tr> <tr> <th>平均使用量 （m³/日）</th> <th>使用可能 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会館</td> <td>36 m³</td> <td>約 20.5 m³</td> <td>約 1.7 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 自治会館の受水槽、高置水槽は、飲料水、雑用水に共用</p> <p>○ 対策 漏水による二次被害を防止するため、発災直後は給水管の安全性が確認されるまでは、給水を停止します。 飲料水は、通常の使用であれば、発災から2日以内に不足することが予想されていることから、全庁的に必要量や保管場所などを考慮し、計画的な備蓄を検討するとともに、各部局等及び職員個人でその確保に努めることとします。 また、トイレ用の雑用水貯蔵量が少ないため、被災時は仮設トイレの設置などを進めます。</p>		受水槽・高置水槽 容量合計（m ³ ）	使用量に基づく試算		平均使用量 （m ³ /日）	使用可能 日数	自治会館	36 m ³	約 20.5 m ³	約 1.7 日	<p>(3)上下水道</p> <p>○ 現状・課題 （略） ただし、その容量は、表12～14のとおり本庁舎及び西庁舎の飲料水及び雑用水でほぼ1日分、自治会館の飲料水及び雑用水でも約4日分しかなく、電力の供給がなければ、高置水槽のみの供給水となるため、使用可能日数はさらに短くなります。</p> <p>表14 同上 （自治会館の飲料水・雑用水）</p> <table border="1" data-bbox="1272 496 2069 660"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">受水槽・高置水槽 容量合計（m³）</th> <th colspan="2">使用量に基づく試算</th> </tr> <tr> <th>平均使用量 （m³/日）</th> <th>使用可能 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会館</td> <td>83 m³</td> <td>約 20.5 m³</td> <td>約 4.0 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 自治会館の受水槽、高置水槽は、飲料水、雑用水に共用</p> <p>○ 対策 漏水による二次被害を防止するため、発災直後は給水管の安全性が確認されるまでは、給水を停止します。 飲料水は、通常の使用であれば、発災から2日以内に不足することが予想されていることから、全庁的に必要量や保管場所などを考慮し、計画的な備蓄を検討するとともに、各部局等において、さらには職員個人でその確保に努めることとします。 また、トイレ用の雑用水貯蔵量が少ないため、速やかに仮設トイレ等での対応を検討します。</p>		受水槽・高置水槽 容量合計（m ³ ）	使用量に基づく試算		平均使用量 （m ³ /日）	使用可能 日数	自治会館	83 m ³	約 20.5 m ³	約 4.0 日
	受水槽・高置水槽 容量合計（m ³ ）			使用量に基づく試算																		
		平均使用量 （m ³ /日）	使用可能 日数																			
自治会館	36 m ³	約 20.5 m ³	約 1.7 日																			
	受水槽・高置水槽 容量合計（m ³ ）	使用量に基づく試算																				
		平均使用量 （m ³ /日）	使用可能 日数																			
自治会館	83 m ³	約 20.5 m ³	約 4.0 日																			

箇所	新（改正後）	旧（現行）																								
第5章 3 （30頁）	3 食料 ○ 現状・課題 大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。 表15 食料の備蓄状況（ <u>令和6年1月1日</u> 現在） <table border="1" data-bbox="271 400 1182 746"> <thead> <tr> <th>食糧の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリーズドライご飯</td> <td><u>2,000</u> 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（<u>筑前煮</u>）</td> <td><u>700</u> 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（ハンバーグ）</td> <td><u>650</u> 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（肉じゃが）</td> <td><u>650</u> 食</td> </tr> <tr> <td>飲料水（500ml）</td> <td><u>3,936</u> 本</td> </tr> </tbody> </table>	食糧の種類	数量	フリーズドライご飯	<u>2,000</u> 食	レトルト（ <u>筑前煮</u> ）	<u>700</u> 食	レトルト（ハンバーグ）	<u>650</u> 食	レトルト（肉じゃが）	<u>650</u> 食	飲料水（500ml）	<u>3,936</u> 本	3 食料 ○ 現状・課題 大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性があります。 表15 食料の備蓄状況（令和5年4月1日現在） <table border="1" data-bbox="1182 400 2092 746"> <thead> <tr> <th>食糧の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリーズドライご飯</td> <td>987 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（さば味噌煮）</td> <td>450 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（ハンバーグ）</td> <td>461 食</td> </tr> <tr> <td>レトルト（肉じゃが）</td> <td>495 食</td> </tr> <tr> <td>飲料水（500ml）</td> <td>2,688 本</td> </tr> </tbody> </table>	食糧の種類	数量	フリーズドライご飯	987 食	レトルト（さば味噌煮）	450 食	レトルト（ハンバーグ）	461 食	レトルト（肉じゃが）	495 食	飲料水（500ml）	2,688 本
食糧の種類	数量																									
フリーズドライご飯	<u>2,000</u> 食																									
レトルト（ <u>筑前煮</u> ）	<u>700</u> 食																									
レトルト（ハンバーグ）	<u>650</u> 食																									
レトルト（肉じゃが）	<u>650</u> 食																									
飲料水（500ml）	<u>3,936</u> 本																									
食糧の種類	数量																									
フリーズドライご飯	987 食																									
レトルト（さば味噌煮）	450 食																									
レトルト（ハンバーグ）	461 食																									
レトルト（肉じゃが）	495 食																									
飲料水（500ml）	2,688 本																									
箇所	新（改正後）	旧（現行）																								

<p>第5章 4 (31頁)</p>	<p>4 通信手段 (1) 電話回線、携帯電話</p> <p>○ 対策 県庁舎には、表16のとおり、災害発生時にNTTの発信規制を受けない「災害時優先電話」が25回線、県庁内交換機に障害が発生した場合でも使用できる「緊急時対応直通電話」(NTTの発信規制は受ける)が<u>23</u>回線設置されています。</p> <p>また、複数の通信手段を確保するため、<u>大手通信会社と災害時における通信機器の貸出等に係る協定を締結しています。</u></p> <p>表16 県庁内の災害時優先電話及び緊急時対応直通電話の設置状況 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設置個所及び設置回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時優先電話</td> <td>知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各1回線、危機管理センター 7回線、国の関係機関(原子力災害現地対策本部等) 11回線 計25回線</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応直通電話</td> <td>副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、<u>企業総務課</u>、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、<u>県建設事務所</u>、<u>県北農林事務所</u>、<u>県北地方振興局</u>、<u>県北教育事務所</u> 各1回線 計<u>23</u>回線</td> </tr> </tbody> </table>	種類	設置個所及び設置回線数	災害時優先電話	知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各1回線、危機管理センター 7回線、国の関係機関(原子力災害現地対策本部等) 11回線 計25回線	緊急時対応直通電話	副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、 <u>企業総務課</u> 、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、 <u>県建設事務所</u> 、 <u>県北農林事務所</u> 、 <u>県北地方振興局</u> 、 <u>県北教育事務所</u> 各1回線 計 <u>23</u> 回線
種類	設置個所及び設置回線数						
災害時優先電話	知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各1回線、危機管理センター 7回線、国の関係機関(原子力災害現地対策本部等) 11回線 計25回線						
緊急時対応直通電話	副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、 <u>企業総務課</u> 、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、 <u>県建設事務所</u> 、 <u>県北農林事務所</u> 、 <u>県北地方振興局</u> 、 <u>県北教育事務所</u> 各1回線 計 <u>23</u> 回線						
<p>4 通信手段 (1) 電話回線、携帯電話</p> <p>○ 対策 県庁舎には、表16のとおり、災害発生時にNTTの発信規制を受けない「災害時優先電話」が25回線、県庁内交換機に障害が発生した場合でも使用できる「緊急時対応直通電話」(NTTの発信規制は受ける)が<u>19</u>回線設置されています。</p> <p>また、複数の通信手段を確保するため、<u>衛星携帯電話等の携帯通信機材の提供に係る協定の締結についても検討を行います。</u></p> <p>表16 県庁内の災害時優先電話及び緊急時対応直通電話の設置状況 (平成28年11月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>設置個所及び設置回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時優先電話</td> <td>知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各1回線、危機管理センター 7回線、国の関係機関(原子力災害現地対策本部等) 11回線 計25回線</td> </tr> <tr> <td>緊急時対応直通電話</td> <td>副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、<u>経営・販売課</u>、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、 各1回線 計<u>19</u>回線</td> </tr> </tbody> </table>	種類	設置個所及び設置回線数	災害時優先電話	知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各1回線、危機管理センター 7回線、国の関係機関(原子力災害現地対策本部等) 11回線 計25回線	緊急時対応直通電話	副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、 <u>経営・販売課</u> 、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、 各1回線 計 <u>19</u> 回線	
種類	設置個所及び設置回線数						
災害時優先電話	知事室、県民広聴室、施設管理課、道路管理課、河川計画課、砂防課、電話機械室 各1回線、危機管理センター 7回線、国の関係機関(原子力災害現地対策本部等) 11回線 計25回線						
緊急時対応直通電話	副知事室(西)、秘書課、総務課、企画調整課、守衛室、生活環境総務課、保健福祉総務課、商工総務課、農林総務課、農村計画課、土木総務課、道路管理課、出納総務課、入札用度課、 <u>経営・販売課</u> 、教育総務課、議会事務局総務課、監査総務課、電話機械室、 各1回線 計 <u>19</u> 回線						

箇所	新（改正後）	旧（現行）																																																																		
第5章 4 （32～ 33頁）	<p style="text-align: center;">表17 県庁舎内の電話等回線数（施設管理課所管分） （令和5年4月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物名</th> <th colspan="3">固定電話回線数</th> <th rowspan="2">固定電話のうち 災害時優先電話</th> </tr> <tr> <th>電話交換機収容</th> <th>単独直通</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西庁舎</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>98</u></td> <td style="text-align: center;"><u>99</u></td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>北庁舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自治会館</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">区別していない</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>184</u></td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table>	建物名	固定電話回線数			固定電話のうち 災害時優先電話	電話交換機収容	単独直通	計	本庁舎					西庁舎	<u>1</u>	<u>98</u>	<u>99</u>	25	北庁舎					自治会館	区別していない		85	0	合計			<u>184</u>	25	<p style="text-align: center;">表17 県庁舎内の電話等回線数（施設管理課所管分） （平成28年11月1日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物名</th> <th colspan="3">固定電話回線数</th> <th rowspan="2">固定電話のうち 災害時優先電話</th> </tr> <tr> <th>電話交換機収容</th> <th>単独直通</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西庁舎</td> <td style="text-align: center;"><u>196</u></td> <td style="text-align: center;"><u>208</u></td> <td style="text-align: center;"><u>404</u></td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>北庁舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自治会館</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">区別していない</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>489</u></td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> </tbody> </table>	建物名	固定電話回線数			固定電話のうち 災害時優先電話	電話交換機収容	単独直通	計	本庁舎					西庁舎	<u>196</u>	<u>208</u>	<u>404</u>	25	北庁舎					自治会館	区別していない		85	0	合計			<u>489</u>	25
建物名	固定電話回線数			固定電話のうち 災害時優先電話																																																																
	電話交換機収容	単独直通	計																																																																	
本庁舎																																																																				
西庁舎	<u>1</u>	<u>98</u>	<u>99</u>	25																																																																
北庁舎																																																																				
自治会館	区別していない		85	0																																																																
合計			<u>184</u>	25																																																																
建物名	固定電話回線数			固定電話のうち 災害時優先電話																																																																
	電話交換機収容	単独直通	計																																																																	
本庁舎																																																																				
西庁舎	<u>196</u>	<u>208</u>	<u>404</u>	25																																																																
北庁舎																																																																				
自治会館	区別していない		85	0																																																																
合計			<u>489</u>	25																																																																
箇所	新（改正後）	旧（現行）																																																																		

表20 各部局等の主な業務システム

所管部局等名	システム名
総務部	税務システム
〃	給与システム
〃	庶務システム
〃	文書管理システム
〃	公有財産管理システム
危機管理部	<u>総合防災情報システム</u>
農林水産部	農林事業管理システム
〃	補助版標準積算システム
土木部	事業執行管理システム
〃	積算システム
〃	道路管理システム
〃	河川流域総合システム
出納局	財務会計システム

表20 各部局等の主な業務システム

所管部局等名	システム名
総務部	税務システム
〃	給与システム
〃	庶務システム
〃	文書管理システム
〃	公有財産管理システム
危機管理部	<u>防災事務連絡システム</u>
農林水産部	農林事業管理システム
〃	補助版標準積算システム
土木部	事業執行管理システム
〃	積算システム
〃	道路管理システム
〃	河川流域総合システム
出納局	財務会計システム

箇所	新（改正後）							旧（現 行）								
別表 1	【生活環境部】							【生活環境部】								
	課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
				3h以内	12h以内	1日以内	3日以内	7日以内				3h以内	12h以内	1日以内	3日以内	7日以内
	生活環境 総務課	初動調整業務	A	○				生活環境 総務課	初動調整業務	A	○					
		部内の被害状況等の把握	A	○					部内の被害状況等の把握	A	○					
		部内の職員の安否確認	A	○					部内の職員の安否確認	A	○					
		部内の職員の不足状況調査と調整	B		○				部内の職員の不足状況調査と調整	B		○				
		所管施設の被害状況の把握・報告	A	○												
	(略)							(略)								
	環境共生課	初動調整業務	A	○				環境共生課	初動調整業務	A	○					
所管施設の被害状況の把握・報告		A	○				所管施設の被害状況の把握・報告		A	○						
(略)							(略)									
中間貯蔵・除染 対策課	初動調整業務	A	○				中間貯蔵施設 等対策室	初動調整業務	A	○						
	他課への応援	C			○			他課への応援	C			○				
除染対策課	初動調整業務	A	○				除染対策課	初動調整業務	A	○						
	仮置場施設の被害状況の把握・報告	C			○			仮置場施設の被害状況の把握・報告	C			○				

箇所	新 (改正後)							旧 (現 行)								
別表 1	【保健福祉部】							【保健福祉部】								
	課名	業務内容	区分	業務を開始する時期					課名	業務内容	区分	業務を開始する時期				
				3h以内	12h以内	1日以内	3日以内	7日以内				3h以内	12h以内	1日以内	3日以内	7日以内
	(略)							(略)								
	健康づくり推進課	初動調整業務		A	○				健康づくり推進課	初動調整業務		A	○			
		<u>市町村保健センターの被害状況把握</u>		<u>A</u>	<u>○</u>					被災者の健康管理の実施		D				○
		被災者の健康管理の実施		<u>C/D</u>			<u>○</u>	⊖								
	(略)							(略)								
	地域医療課 医療人材 対策室 感染症対策課	初動調整業務			A	○			地域医療課 医療人材 対策室 感染症対策課	初動調整業務		A	○			
		医療機関の被害状況・受入体制の把握			A	○				医療機関の被害状況・受入体制の把握		A	○			
応急医療の提供及び助産			A	○			応急医療の提供及び助産			A	○					
国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制			A	○			国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制			A	○					
医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼			A	○			医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼			A	○					
被災地における医療救護所の設置 (健康衛生総室において実施する業務)			A	○			感染症指定医療機関等の医療機関の応急復旧			A	○					
被災地における医療救護所の設置 (健康衛生総室において実施する業務)			A	○			被災地における感染症の予防措置（防疫本部の設置を含む）			A	○					
感染症対策課	<u>初動調整業務</u>			<u>A</u>	<u>○</u>			被災地における医療救護所の設置 (健康衛生総室において実施する業務)		A	○					
	<u>感染症指定医療機関の被害状況・受入体制の把握</u>			<u>A</u>	<u>○</u>											
	<u>被災地における感染症の予防措置（災害防疫対策本部の設置を含む）</u>			<u>A</u>	<u>○</u>											

箇所	新（改正後）							旧（現行）									
別表1	【保健福祉部】							【保健福祉部】									
	薬務課	初動調整業務	A	○					薬務課	初動調整業務	A	○					
		医薬品及び衛生資材等の確保・配分	A	○						医薬品及び衛生資材等の確保・配分	A	○					
		県内血液センターの被災状況の把握・血液製剤の確保	A	○						県内血液センターの被災状況の把握・血液製剤の確保	A	○					
		毒物・劇物保管施設の被害状況の把握・報告	A	○						毒物・劇物保管施設の被害状況の把握・報告	A	○					
		医薬品製造業者（原薬製造含む）の被害状況の把握・報告	A B	○ △	⊖					医薬品製造業者（原薬製造含む）の被害状況の把握・報告	B		○				
	【農林水産部】							【農林水産部】									
	農業振興課	初動調整業務	A	○					農業振興課	初動調整業務	A	○					
		出先機関（農業総合センター、農業短期大学校）の庁舎被害状況の把握	A	○						出先機関（農業総合センター、農業短期大学校）の庁舎被害状況の把握	A	○					
		農業短期大学の学生・研修生の安否確認	<u>A</u>	<u>○</u>						農作物関係の被害状況の把握	A	○					
農作物関係の被害状況の把握		A	○					農作物関係の被害状況のとりまとめ		C			○				
農作物関係の被害状況のとりまとめ		C			○			農業災害の軽減及び拡大防止対策		D				○			
農業災害の軽減及び拡大防止対策		D				○											

箇所	新 (改正後)						旧 (現 行)					
別表 1	【土木部】						【土木部】					
河川計画課 河川整備課 砂防課 港湾課 空港施設室 (河川港湾総室)	初動調整業務	A	○				初動調整業務	A	○			
	維持委託業者の体制確認 (各出先機関からの報告取りまとめ)	A	○				維持委託業者の体制確認 (各出先機関からの報告取りまとめ)	A	○			
	県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等のパトロール実施状況取りまとめ	A	○				県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等のパトロール実施状況取りまとめ	A	○			
	県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等の被害状況・図面の取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○				県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等の被害状況・図面の取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○			
	県民への情報提供開始	A	○				県民への情報提供開始	A	○			
	ダム施設の臨時点検による水位低下等への応急措置、関係機関や住民への連絡・通報 (各出先機関からの報告取りまとめ)	A	○				ダム施設の臨時点検による水位低下等への応急措置、関係機関や住民への連絡・通報 (各出先機関からの報告取りまとめ)	A	○			
	利用上支障がある施設等の応急復旧 (各出先機関からの報告取りまとめ)	A	○				利用上支障がある施設等の応急復旧 (各出先機関からの報告取りまとめ)	A	○			
	岸壁、荷役施設、野積場等の港湾機能の確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○				岸壁、荷役施設、野積場等の港湾機能の確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○			
	福島空港の機能確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○				福島空港の機能確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○			
	土木関係施設内のヘリコプター臨時離着陸場の確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○				土木関係施設内のヘリコプター臨時離着陸場の確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○			
	県有船舶の確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○				県有船舶の確保状況取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	A	○			
	洪水・高潮発生時及び船舶航行が危険な箇所の障害物除去等に係る出先機関との調整他機関への応援職員派遣、被災地支援の実施	A	○				洪水・高潮発生時及び船舶航行が危険な箇所の障害物除去等に係る出先機関との調整他機関への応援職員派遣、被災地支援の実施	A	○			
	県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等の応急復旧 (出先機関からの報告取りまとめ)	B		○			県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等の応急復旧 (出先機関からの報告取りまとめ)	B		○		
	管理施設の応急復旧工法・対策実施状況等の取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	B		○			管理施設の応急復旧工法・対策実施状況等の取りまとめ、土木部本部 (防災担当) へ報告	B		○		
	災害調査結果について土木部本部 (総務担当) へ報告	B		○			災害調査結果について土木部本部 (総務担当) へ報告	B		○		
	県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等の災害復旧計画の作成 (各出先機関からの報告取りまとめ)	B		○			県管理河川・砂防・ダム・港湾・空港施設等の災害復旧計画の作成 (各出先機関からの報告取りまとめ)	B		○		
<u>土砂災害危険箇所等の緊急点検による被災箇所の情報収集、関係機関や住民への連絡・通報 (各出先機関からの報告取りまとめ)</u>	<u>C</u>				<u>○</u>							

箇所	新（改正後）						旧（現行）					
別表1	【土木部】						【土木部】					
	建築住宅課 建築指導課 営繕課 (建築総室)	初動調整業務	A	○				初動調整業務	A	○		
県有施設・県営住宅等のパトロール実施状況取りまとめ		A	○				県有施設・県営住宅等のパトロール実施状況取りまとめ	A	○			
県有施設・県営住宅等の被害状況・図面の取りまとめ、土木部本部（防災担当）へ報告		A	○				県有施設・県営住宅等の被害状況・図面の取りまとめ、土木部本部（防災担当）へ報告	A	○			
県民への情報提供開始		A	○				県民への情報提供開始	A	○			
利用上支障がある施設等の応急復旧（各出先機関からの報告取りまとめ）		A	○				利用上支障がある施設等の応急復旧（各出先機関からの報告取りまとめ）	A	○			
県営住宅を避難所として目的外使用		B		○			他機関への応援職員派遣、被災地支援の実施	B		○		
他機関への応援職員派遣、被災地支援の実施		B		○			県有施設・県営住宅等の応急復旧工法・対策実施状況等の取りまとめ、土木部本部（防災担当）へ報告	B		○		
県有施設・県営住宅等の応急復旧工法・対策実施状況等の取りまとめ、土木部本部（防災担当）へ報告		B		○			災害調査結果について土木部本部（総務担当）へ報告	B		○		
災害調査結果について土木部本部（総務担当）へ報告		B		○			災害応急対策工法等の取りまとめ、土木部本部（防災担当）へ報告	C			○	
災害応急対策工法等の取りまとめ、土木部本部（防災担当）へ報告		C			○		建築物の応急危険度判定の実施、技術的指導・相談	C			○	
建築物の応急危険度判定の実施、技術的指導・相談		C			○		仮設住宅の必要戸数の把握	C			○	
仮設住宅の必要戸数の把握		C			○		県営住宅を応急仮設住宅として目的外使用	C			○	
県営住宅を応急仮設住宅として目的外使用		C			○		県有施設の緊急修繕	C			○	
県有施設の緊急修繕		C			○		応急仮設住宅計画の立案（整備戸数・建設場所等）	C			○	
応急仮設住宅計画の立案（整備戸数・建設場所等）		C			○		応急仮設住宅の建設について協定締結団体への建設要請	D				○
応急仮設住宅の建設について協定締結団体への建設要請		D				○	協定に基づく建築・設備関係団体への応援要請	B		○		
協定に基づく建築・設備関係団体への応援要請	B		○									

箇所	新（改正後）							旧（現 行）																																																																																																																								
別表 1	【教育庁】 <table border="1" data-bbox="277 161 1128 517"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">福利課</td> <td>初動調整業務</td> <td>A</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部宿泊施設状況確認業務(共済本部との連絡調整を含む)</td> <td>A</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済組合等各種システム稼働状況確認（通常）</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手持ち資金確認及び各種支払業務（通常）</td> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済本部・他支部との連絡調整業務</td> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新規貸付業務（通常）</td> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>組合員証発行業務（紙ベース）（通常）</td> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>							福利課	初動調整業務	A	○					支部宿泊施設状況確認業務(共済本部との連絡調整を含む)	A	○					共済組合等各種システム稼働状況確認（通常）	C			○			被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生	C			○			手持ち資金確認及び各種支払業務（通常）	D				○		共済本部・他支部との連絡調整業務	D				○		新規貸付業務（通常）	E					○	組合員証発行業務（紙ベース）（通常）	E					○	【教育庁】 <table border="1" data-bbox="1173 161 2047 517"> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">福利課</td> <td>初動調整業務</td> <td>A</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支部宿泊施設状況確認業務</td> <td>A</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済組合等各種システム稼働状況確認（通常）</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手持ち資金確認及び各種支払業務（通常）</td> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済本部・他支部との連絡調整業務</td> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新規貸付業務（通常）</td> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>組合員証発行業務（紙ベース）（通常）</td> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>							福利課	初動調整業務	A	○					支部宿泊施設状況確認業務	A	○					共済組合等各種システム稼働状況確認（通常）	C			○			被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生	C			○			手持ち資金確認及び各種支払業務（通常）	D				○		共済本部・他支部との連絡調整業務	D				○		新規貸付業務（通常）	E					○	組合員証発行業務（紙ベース）（通常）	E					○
福利課	初動調整業務	A	○																																																																																																																													
	支部宿泊施設状況確認業務(共済本部との連絡調整を含む)	A	○																																																																																																																													
	共済組合等各種システム稼働状況確認（通常）	C			○																																																																																																																											
	被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生	C			○																																																																																																																											
	手持ち資金確認及び各種支払業務（通常）	D				○																																																																																																																										
	共済本部・他支部との連絡調整業務	D				○																																																																																																																										
	新規貸付業務（通常）	E					○																																																																																																																									
	組合員証発行業務（紙ベース）（通常）	E					○																																																																																																																									
福利課	初動調整業務	A	○																																																																																																																													
	支部宿泊施設状況確認業務	A	○																																																																																																																													
	共済組合等各種システム稼働状況確認（通常）	C			○																																																																																																																											
	被災地の教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生	C			○																																																																																																																											
	手持ち資金確認及び各種支払業務（通常）	D				○																																																																																																																										
	共済本部・他支部との連絡調整業務	D				○																																																																																																																										
	新規貸付業務（通常）	E					○																																																																																																																									
	組合員証発行業務（紙ベース）（通常）	E					○																																																																																																																									

箇所	新（改正後）							旧（現 行）						
別表 1	【災害対策本部事務局】							【災害対策本部事務局】						
災害対策本部事務局	災害対策本部設置	A	○					災害対策本部設置	A	○				
	災害対策本部事務局設営	A	○					災害対策本部事務局設営	A	○				
	災害対策本部事務局指定職員の参集	A	○					災害対策本部事務局指定職員の参集	A	○				
	災害対策本部の設置について関係機関への通知	A	○					災害対策本部の設置について関係機関への通知	A	○				
	災害対策地方本部との連絡体制構築	A	○					災害対策地方本部との連絡体制構築	A	○				
	災害対策本部会議の開催	A	○					災害対策本部会議の開催	A	○				
	被害情報の収集	A	○					被害情報の収集	A	○				
	情報連絡員の市町村への派遣	A	○					情報連絡員の市町村への派遣	A	○				
	災害対策本部事務局指定 職員の登庁先・安否の確認	A	○					職員の登庁先・安否の確認	A	○				
	消防防災ヘリの出動・情報収集	A	○					消防防災ヘリの出動・情報収集	A	○				
	情報通信手段の稼働確認	A	○					情報通信手段の稼働確認	A	○				
	N T T に対して電話回線増設依頼	A	○					N T T に対して電話回線増設依頼	A	○				
	知事の緊急メッセージ	A	○					知事の緊急メッセージ	A	○				
	災害対策本部への自衛隊連絡員の派遣要請	A	○					災害対策本部への自衛隊連絡員の派遣要請	A	○				
	災害救助法（4号）適用の検討	A	○					災害救助法（4号）適用の検討	A	○				
	先遣隊派遣による情報収集	A	○					先遣隊派遣による情報収集	A	○				
	災害対策本部長等への被害状況報告	A	○					災害対策本部長等への被害状況報告	A	○				
	市町村等に対する使用可能な通信手段の通知	A	○					市町村等に対する使用可能な通信手段の通知	A	○				
	国、自治体、知事会に協定に基づく応援要請	A	○					国、自治体、知事会に協定に基づく応援要請	A	○				
	被害即報をマスコミに提供	A	○					被害即報をマスコミに提供	A	○				
ホームページに災害対応を掲載	A	○					ホームページに災害対応を掲載	A	○					
S N S 等に災害情報の掲載	A	○					S N S 等に災害情報の掲載	A	○					
緊急消防援助隊・広域応援ヘリの要請と受入体制の整備	A	○					緊急消防援助隊・広域応援ヘリの要請と受入体制の整備	A	○					
自衛隊の災害派遣要請	A	○					自衛隊の災害派遣要請	A	○					
ヘリ臨時離着陸場の使用可能状況調査	A	○					ヘリ臨時離着陸場の使用可能状況調査	A	○					